

第二章 「非常時局」の展開

第一節 農山漁村経済更生計画

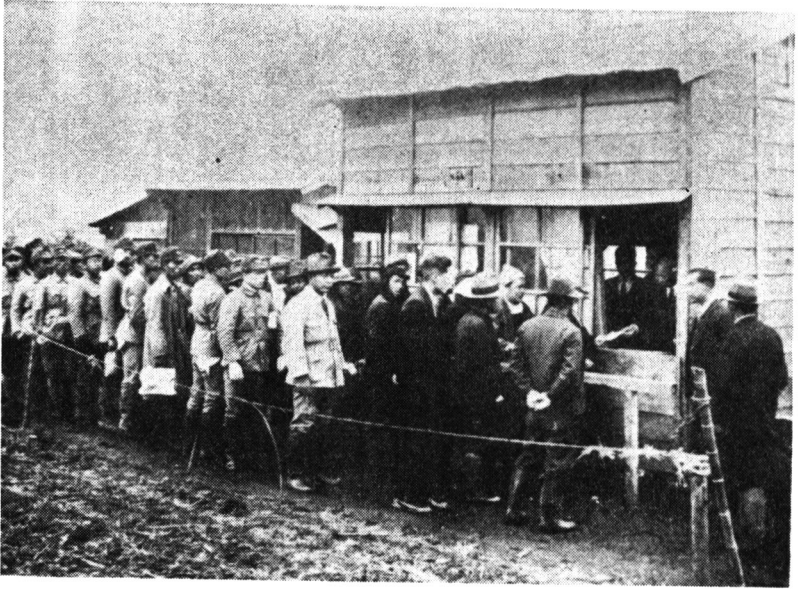
一 昭和恐慌下の都市と農村

零細商工業者と労働者の人員整理

深刻なる世界恐慌の進行、世界的物価暴落に伴ふ一般大衆、殊に地方農村の窮乏等は同時に中小商工業者に致命的な打撃を与へずにはゐなかつた、而して小売業者にとっては大資本の経営たる百貨店の進出と相俟つて彼等の窮迫化の加速度に拍車を与へた。

この一文は、アメリカ合衆国のニューヨークのウォール街における株式市場の大暴落に端を発し、日本をもろにのみこんだ世界大恐慌下の社会状態についての『日本経済年報』第五輯の説明である。ここには、農村と地方都市、大都市を結ぶすべての地域で、多くの民衆が恐慌のために、いわば奈落の底の崖淵に追いつめられている事情がよくあらわれている。事実、農村をみると、農業生産額は一九二九（昭和四）年から三一年にかけて四三割も落ちこんでいるように、はやくも壊滅に等しい打撃を受けはじめ、農村に生産資材や消費物資を供給していた中小零細商工業者も、またそのあおりをこうむっていた。

また、都市部で生活する労働者のなかにも失業の憂き目にあい、これらの解雇労働者の多くは、都会の「下層社会」を構成し



横浜市の失業救済事業就労者が賃金の支払いを受ける状況

1936年『失業応急対策事業概要』から

ている雑業層の群のなかに流れおちていくか、農村に逆流していった。内務省社会局の『工場労働者異動調』『鉱山労働者異動調』でとらえなおしてみると、解雇労働者のうち、一九三〇年には三九割が帰農し、三一年以降になると帰農率は上昇カーブをえがき、ほぼ四三割から四四割になった。また、失業者のうち、「未従業者」と「不詳」をあわせると平均二〇割をこえ、そのうち一九三〇年は約二五割を数えている。おそらく、これらのある層にくわえて「その他に転職した者」のなかの一定部分が都市雑業層の世界に落ちこんでいったとみてよい。この傾向は、鉱山労働者の「不詳」の比率が二〇割から二五割にたっしていることも含めて、失業問題が深刻な状態にあることを告げている（労働運動史料委員会『日本労働運動史料』第一〇巻統計篇）。

ところで、都市の底辺にたどりつかざるをえなかった失業者はどのような雑業に身を投じていったであろうか。都市の雑業層とは、小零細経営や家内工業の労働者、小売商・サービス業の従業員、職人などの手伝い、土建などの人足・日雇などとなっている。その数は一九三〇年当時で推定すると、零細な製造



横浜市中央職業紹介所における求職者たち（1934年冬）

県立文化資料館蔵

業・商業で業主・家族従業者は約六百万人を数えるといわれているから、そのほかの幅広い雑業従業者を含めると、これらの層は無慮一千万人に近くなる。これらの都市雑業層の生活実態は、一九三〇年に調査を行った東京市役所の報告によると、零細商工業者のなかで「年一人当二百五十円迄の者が全商工業の五割八分以上」も存在し、「三割近くのは年一人当百五十円迄の生活費」しかえていなかった。そして、この層の収入は「衣食住費のみの動物的生活費」にすぎないとみなしていたほどである。しかも、東京の要保護世帯二万戸のうち五八割が商工業従事者であったという（東京市役所『中小商工業の実際』下巻）。これらの小売商人の多くは、餓死線上に落ちこんでいたことになる。実際、一九三一年上半期には、東京実業組合連合会加盟店舗のうち三〇割が倒産するというありさまであった。

このような昭和恐慌もたらした一般的な社会的影響力のもとで、県下の都市部のようすを見ると、たとえば、金融恐慌のさいに、生産額を上げつづけてきた川崎市の工業も、昭和恐慌のなかでまったく停滞状態におちいった。川崎市に工場を持つ大企業は



中村町「細民街」訪問の大西横浜市長（1934年末）

県立文化資料館蔵

場などは工場閉鎖を断行した（『川崎市史』）。

繭暴落下の農村

また、村むらを見ると、どこでも恐慌がふかまる一九二九（昭和四）年の暮から窮乏にあえいでいった。その不況の波は繭価の暴落からはじまった。一九三〇年にはいると二月には蚕糸中央会は生糸価の惨落のため二〇割の操短を決定し、五万梱を共同保管したほどである。この措置は恐慌の来襲によってアメリカ合衆国での生糸需要

いづれも利益率の減退ないしは赤字経営を余儀なくされ、操業短縮・カルテルの強化、賃金引下げ、人員整理などの経営合理化を推し進めざるをえなかった。一例をあげれば、富士紡績川崎工場では、経営陣を一新するとともに、一九三〇年六月、事務職員約百名、工場労働者三千百名を整理するという措置をとった。このため同工場の女子労働者数はほぼ半減した。このほか日本鋼管・東京電気などの大工場をはじめ市内の諸工場は例外なく人員を整理し、あるいは賃金を切り下げた。また直喜鉄工所・中央紙器川崎工

が収縮したそのはね返りによるためであったが、糸価はその後も低落をつづけ、この年一月の平均百十五円二十銭から六月の中旬には最低七十七円七十銭と落ちこんでいった。糸価の暴落はどうせんのことながら繭価にまで響き、春繭相場は三円九十三銭となり、一年前のそれにくらべると四七割下落した（『日本経済年報』第一輯）。しかも九月下旬には、生糸は一八九六（明治二十九）年以來の安値を示したという。またこの間、米価は大豊作のために、一九一七（大正六）年來の米価の大暴落をきたすというありさまで、農民はこの「暴風的な価格激落」に巻き込まれ「豊作飢饉」に苦しみもがかなければならなかった。

日本の農業の二大支柱ともいべき繭と米の価格の暴落をめぐって、村むらは大ゆれにゆれ動いて不安はつのつていった。そのため、蚕糸中央会は九月二十五日臨時総会を開き、翌年三月より一か月間全国いっせいに製糸の操業を休止するというような製糸生産調節問題や、補償法による政府支出額を三千万円まで拡張するよう損失償還に関する件とか滞荷処分に関する件を審議したほどである（『東京朝日新聞』昭和五年九月二十六日付）。また、米価問題についても、各新聞は十月四日付の紙面で、微温的な対策ではとうてい円滑に收拾する見込みがつかないため、東京・大阪の両市場は天災か天災に準ずる場合に適用される「総解合」にふみきるといふ実情を報道し、農林省や帝国農会も大混乱をきたし、この「米」をめぐる異常な騒ぎは、はてしなくくりひろげられていた。この影響は、「国債相場大暴落」というように、あらゆる方面に波紋を投げかけていた。だからこそ、『日本経済年報』第二輯が「昭和五年度三十四半期の特徴の一は、農業恐慌が日本に於て未曾有の深刻さと広汎なる範囲とを以て爆発した」と指摘しているとおり、農村と農業は最大の危機に見舞われていたのである。事実、農民の飢餓寸前の窮乏ぶりは、「金は一円もみることができない」のが実情であり、米一升で煙草の數島が一箱分、カブ百把が煙草のバット一箱という価値にしかならないありさまで、こういう惨状を伝えるエピソードにはこと欠かない。

農村が「破綻」宣言を受けたも同様なその惨害の深刻さは、なんとといっても、農村と農業を世界恐慌が直接巻き込んだとい

ら事実であり、その衝撃は、小自作・小作という下層の農民たちにだけでなく、自作農民・在村地主にまでおよんでいたことである。

農村が受けた打撃は、農産物価格の暴落をつうじて税の滞納、負債額の増大というように貧困化の過程にあらわれていた。当時の『農家経済調査報告』によると、調査農家のうち、一九三〇年には自作農のうち五八・六割、小作農では七六・四割が赤字農家となっている。しかも、負債額は自作農家のほぼ一年の所得にあたっていた。が、さらに深刻な問題は、需要が極度に収縮しているにもかかわらず、失業した労働者の帰農によって過剰労働力が滞留していくという労働の需給関係の悪循環を生んでいた。これまでに、農家は、通常その余剰労働力を農業の内外に売ることによって農家収入の重要な一環を構成してきたが、もはや、それも絶望的となり、労賃は暴落の一途をたどるばかりであった（隅谷三喜男編『昭和恐慌』）。

養蚕農家の窮乏

繭と米の価格の暴落は、県下の農家経済にも大きな打撃をあたえた。当時、養蚕農家は、約三万戸にたっし、全農家のほぼ四〇割をしめており、その粗収益は、全農産物額の約二割にたっしていた。しかも繭価は、農家の主要な現金収入源であるから、生産費さえ償いえない繭価ではどうしようもなかった。このころ繭の生産費は、大日本蚕糸会調べでは、上繭で四円十九銭、帝国農会調べで三円九十一銭となっていたが、県下の繭価一貫目あたりの動きをみると、一九三二（昭和六）年で最高が三円五十銭、最低が二円で、平均三円九銭であるから、まったく割があわなかった。事実、県内の養蚕地帯の一つである相模原地域の農作状況をみると、相原村の相沢菊太郎は、その『日記』（昭和五年六月十一日）のなかで、「蚕桑状況・桑切捨」の見出しをもちいて、次のようにえがいていた。

本年ハ戸毎ニ残桑アリテ売買相場立タズ、桑売ハ皆無金ヲ見ズ、蚕家モ桑ヲ買フ貫フ人ナキ有様ナレドモ、生糸一貫目四円内外ニテ丹精モ徒勞ト云フ有様、誰一人成功ト認ムルモノナク、一般悲痛ニ陥リ、蚕上リノ金融亦早速涸レントス、諸物価亦下向、且下生糸モ廿二三匁ノ相



野外条桑育（1928年ごろ）

『神奈川県農協の30年』から

場ナルモ猶下向ノ状況ト思ハル

不況の真相をめぐりについている。村人の悲痛、苦痛の想いを代弁しているかのようでもある。相沢は、さらに、八月から九月にかけて農況をしるしているが、八月二十一日には「秋作物上々、繭糸ノ状況」として「此好雨ニテ秋作物ハ一層ノ發育ヲ為スベク、目下岡穂モ出穂ヲ始メタレバ、二百十日前ニハ花ヲ治ムベク、愈々豊作ト云フベク、芋サツマ其他諸作皆稀ナル上作ナリ当春ノ不景氣ニテ殆ド無肥料ニ時付ケタル作物ガ天候ノ加減ニテ珍シキ上作ヲ見タル訳」と農作物の豊作にふれているが、生糸値に関しては絶望的に次のようにふれている。

只生糸ハ廿五六匁ト云フ安値ニテ、秋蚕一貫目ハ一円五十銭内外ト云フ稀ナル下値、之レガ高クナレバ地芝居神楽ガ見切レヌ時代トナルベキモ、所詮此糸価ハ元ノ如クナル様子無ク、自然本年ハ不景氣ノ底ニ通過スルナラン

また、九月一日の二百十日の項には「夏作ハ何モ彼モ稀ナル上作、近年比類ナク平年ノ倍収ナラン、全ク天恵、穀物果実野菜好結果、唯遺憾ナルハ繭糸ノ下落（生産過剰外国行不売）」としるしており、九月十九日には「河水増ス、寒氣甚ダシク秋熟ヲ按ズル状況ナリ、晩秋蚕モ盛

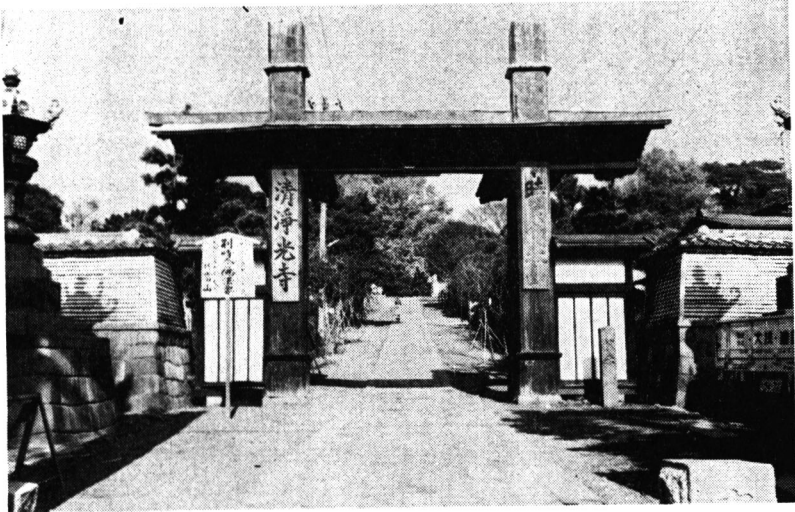
ニナレドモ、生糸も愈々三十匁内外トナレリ、本日川尻村ノ人来リ不景氣咄アリ、毎日芋サツマニテ生活スル家多々アリ」と村の人びとの生活の一端について述べていた。この年の十月の上溝市場の生糸相場はついに一匁につき三十三匁から三十八匁になった（『相模原市史』第四巻）。

ところがそればかりか、大豊作が予想された米について、十月初旬に第一回内地米作予想六千六百八十七万石という発表がある、一気に五匁から六匁暴落した。その後相場の下向はおさえることができず、先物十四匁という惨落値段をあらわし、この年の石当たり生産費二十七匁余にみあうどころの話ではなかった。このため、豊作はかえって農家の貨幣収入にとり、飢饉に等しいというので、「豊作飢饉」という前代未聞の珍語が生じたことはよく知られている（中沢弁次郎『日本米価変動史』）。

一九三〇年の暮、『横浜貿易新報』（昭和五年十二月二十八日付）は「農村の越年難」という見出しで次のように報じていた。

有史以来未曾有の糸価安で、蚕業を唯一の生業としつつあった高北の農家は苦境のどん底に沈淪し、文字通り二進も三進も行かなくなったが、繭も生糸も既に大部分手放した此頃、糸価春相場二十五匁（円替）を気構えて、前途に微かな希望を抱き、金の無い正月を迎える者が多い、而して小作料・肥料代・蚕種代等で決済がつかぬ者がザラにあって、割引内入は上の部で、地主・小作の区別無く越年の苦に悩みつゝある。

農家の窮乏は、まさにそのどん底にたっしていた。なかでも農家総戸数の約七〇割をしめる小作・小自作農に降ってかかった恐慌の影響は、もっとも深刻であった。これらの農家は、「租税と小作料と商業と貸付資本との収奪」に追いまくられながら、「飢餓を免がれる為には小作料が『賃銀からの控除部分』を多く含むに至ろうとも」土地にしがみつかなければならなかった（『日本経済年報』第二輯）。恐慌の嵐は、ようしゃなく村むらを吹きぬけていたのである。



現在の遊行寺総門

県史編集室蔵

恐慌下の町村行政

昭和恐慌は、さまざまな風景をえがきだしていた。『東京朝日新聞』（昭和五年九月三日付）の社会面は、高座郡藤沢町（現在 藤沢市）の遊行寺境内で「都落ち」する失業者の野宿のさまを報じていた。同紙によると、この寺では、一九三〇（昭和五）年の夏から無料接待所を設けて麦飯をどんぶり一杯ずつめぐんでいた。京浜工業地帯で失業し、旅費にも窮し、東海道を徒歩で郷里にむかう人びとの群がにわかめだつようになったという。そういう人たちが、七月にはいつてからひきつづき、多い日は六十人にもものぼり、每晚境内には三十人以上も「都落する失業者」が野宿し、八月中旬からさらにふえ、このままふえつづけられ、とても費用のどころがないと寺は悲鳴をあげていた。これらの失業者は「年の若い者が多く、いづれも生活苦の波にもまれてすっかり疲れ、中には荒みきった者もあり、京都・大阪方面に行く者や郷里目指して遠く九州の果までかうしたみじめな旅を続けている者」もいたようである。

一方で、このような光景を演出しながら、恐慌のなかで市町村は、政府の緊縮財政の線に沿ってそれぞれの行政のやりくりで苦勞していた。たとえば、藤沢町では、一九三〇年二月、町会に提出した、原案をみる

と、予算総額は二十六万六千九百七十七円で、前年度当初予算にくらべて六万四千八百六十二円におよぶ大幅な節減ぶりであった。まず、歳出面では、各款にわたる需用費・行政事務視察費・土木事業費などを削減し、町庁舎増築計画もとりやめるとともに、一方で教員賞与・汚物掃除費をふやし、塵芥焼却場建設費・商工会設置奨励費・町営海水浴場設置費などを新たに計上した。また、歳入面では、国税負担者にたいする町税賦課率を増すとともに、特別税戸数割の負担軽減をはかり、二万二千円におよぶ幽霊繰越金を切り捨てて税収入に充てるという措置をとることにした。総体としてみれば、町民の生活安定と負担の公平、それに町の振興についてできるだけの配慮を示していたようである。町会もこの点を認め、原案をそのまま認めた。なお、葉山繁蔵をはじめとする十六名の議員が、町会の各種委員会を住民に公開することを提案し、可決をみた。これは、町政に対する住民の信頼を回復するための措置であった（『藤沢市史』）。

ところが、どこの市町村でも共通した問題となっていたが、藤沢町でやっかいな難問があった。町税滞納の整理である。この町では三〇年三月上旬現在で、町税の過年度滞納額が二万三千三百一十一円、四年度分のそれは五万九千五百円余、合計して八万二千三百七十七円余にたっしていた。『藤沢市史』は、このような事態が生じた原因として、徴税事務の不手際や一部町民の安易な納税感も一応考えられるといながら、基本的には、やはり大正末年以来の打ちつづく不況の影響をあげていた。年度末をひかえて、役場の税務課が滞納整理に懸命になっているようすを、『横浜貿易新報』（昭和五年三月二十日付）は、次のように伝えている。

税務課は勿論総動員大童となって其整理に没頭して居るが矢ッ張り思った程に行かず、去る八日附で十五日まで期限付督促状を発したが些か反応を呈した丈けでヤット五分の一の収入、即ち一昨十八日までの納税額は八万二千の数字に対しタッタ一万五千二百二十六円七十七銭、差引いて六万六千七百七十三円二十三銭が未納というのに業を煮やし、更に第二回の督促状を発送、今度期日迄に納めないものには

「モウ遠慮しちゃ居られん」とあってビシ／＼財産差押へ処分を執行する事にした。

町村税の滞納問題は、多かれ少なかれ共通の悩みであった。茅ヶ崎町の「昭和五年事務報告」も、「農家ハ元ヨリ商工漁家ノ収入激減ノ為メ納税ノ成績意ノ如クニナラズ、遂ニ滞納処分ノ如キ好マシカラザル手段ニ依リテ、辛フジテ月末ノ支払ライスルノ有様ナリ」としてしていた。そして、ここでは、町役場吏員が給料をさいて町収入の一部にあて、町財政の運用に協力していたというエピソードもある（『茅ヶ崎市史』2資料編）。

二 経済更生計画と運動の推進

農村の困窮と 農村の困窮は、一九三一（昭和六）年にはいってもつのるばかりであった。養蚕地帯の相模原地域の生糸相場救済請願運動 も下がる一方で、この年の五月、相沢菊太郎は、「生糸ハ昨春秋四十匁近ク迄下落シ、此一月頃迄ニ廿四五

匁迄引返シタルモ、亦漸落シツツ、近頃亦四十匁内外の相場トナリ、此分ニテハ春繭モ一貫目三円内外ナラント予想ス、目下掃立初マリシガ前途不安ノ蚕況ナリ」としたためていた（『相沢日記』昭和六年五月十二日）。こうしたなかで、相沢もしるしてゐるように、農業経営の不振を背景に、相原村でも一反歩（十アール）あたり百円の畑が売りにだされていたという。もっとも、生糸の相場は、六月中旬、アメリカ合衆国大統領フーヴァーの支払猶予キアラリアムの提案によって生糸価も上昇の気ざしをみせ、物価の回復・株式の騰貴をもたらし、前途が開けたかのごとき印象をあたえた。しかし、生糸の相場の好転はみられなかった。

もっとも、この年の農作物は、前年の豊作にくらべてたいへんな凶作であった。天候も不順で、入梅もあけ真夏になろうとするのに、冷寒で雨天がつづいていたのである。そのために、農作物の発育は不良で、麦・小麦は『相沢日記』（昭和六年七月二

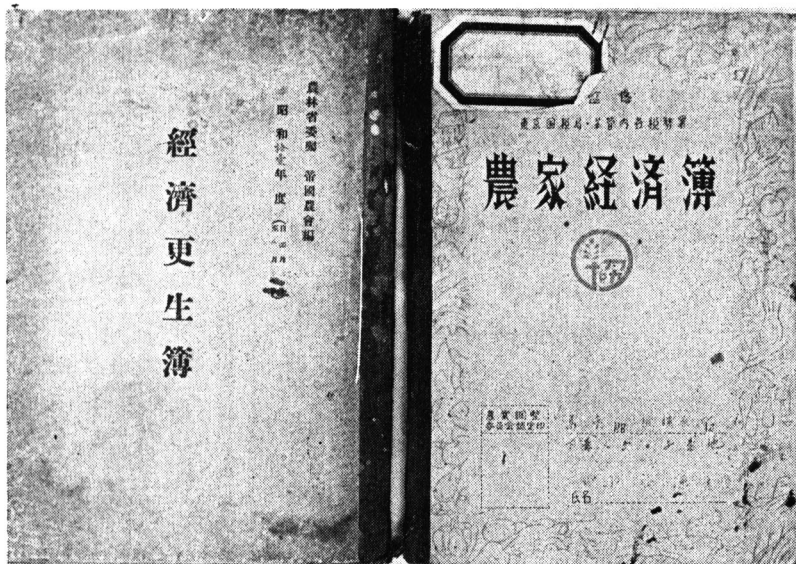
十四日)によっても、「穂打スル日無く、機械打ヲ為スモノアルモ、何レモ日ニ乾スコト不能、品質不良」というありさまで、相場も下がり、小麦は三俵、大麦は四俵で十円という低い値であった。こうしたなかで、一時は楽観視されていた米作も、八月の半ばから九月にかけての降雨早冷という異常気象のなかで、平年作をはるかに下まわることになった。とくに、北海道は平年作の五五割減、青森県ではなんと七三割減の凶作となり、米作は、群馬・埼玉・大分・鹿児島をのぞき全国的にみても減収であった。神奈川県も例外ではなかった。しかも、米価は一般に、標準米一石あたり十七円五十銭まで下落し、これ以降も二十円台を低迷し、昭和恐慌前の三十円台とくらべると絶望的な数字を示していたのである。

たしかに、この年の農家収入は激減し、米・麦・蕎麦の総価格は十四億四千万円で、前年比で一億八千万円、その前の年の二九年比では、なんと四二・二割減の十億六千万円にたっしていた(『日本経済年報』第七輯)。こうして、ここ神奈川の地にも、北海道・東北地方の凶作の惨状をつげる報道が舞いこんできた。これらの地方の親子心中、いたいけな娘の身売り、学童の欠食という悲劇や、大根の葉、腐った馬鈴薯、蓬・蕨の根を常食としたり、燕麦・玉蜀黍・南瓜・澱粉粕・大根雑炊・ハコベ・クローバーなどをまぜた粥をすすって飢えをしのんでいる悲惨な生活状態は、もはや他人事ではなかった。

このような農村窮状がつづくなかで、一九三二年の五・一五事件後、関東・中部地方諸県の国家主義的農本主義者を中心として農村救済請願運動がくりひろげられていった。その要求スローガンは、「農家負債据置・肥料資金補助・満蒙移住補助」である。

豊山漁村経 一九三二(昭和七)年の五・一五事件は『木戸幸一日記』によると「一の社会問題」のあらわれであり、事件の**済更生運動** よって立つ理由は奥ぶかいところにあった。その後、この荒廃し悲惨な状態にある農村救済が大きな課題とな

っていった。五・一五事件で犬養毅内閣にかわって政権を担当した斎藤実内閣は、農村救済の請願を受けるかっこうでこの年



農家で使われていた「経済更生簿」「農家経済簿」

小山文夫氏蔵

の夏第六十三帝国議会（臨時）を召集した。「救農臨時議会」と呼ばれたこの議会で、政府は閣議で決定した今年度時局匡救予算（歳入一般会計一億六千万円、特別会計千三百万円）を予算追加案として提出し、原案どおり承認をえた。そこで、これに地方負担八千七百余万円をくわえて本年度の時局匡救支出計画をたて、農村における金融の疎通、負担整理、土木事業などの実施を主眼とした時局匡救三か年計画の初年度のスタートをきることになった。また、この年の十月、農山漁村経済更生計画が、農相後藤文夫の手によって推し進められていく。「農山漁村病弊ノ現状ニ鑑ミ其ノ不況ヲ匡救シ産業ノ振興ヲ図リ以テ民心ノ安定ヲ策シ進ンデ農山漁村ノ更生ニ努ムルハ刻下緊急ノ要務タリ」（昭和七年十月農林省訓令）という目的を掲げたこの運動の内容は、不況克服を前提として農村中堅人物養成・産業組合拡充・負債整理を三点骨子としていた。そして、この構想は、後日、戦時体制下に満州分村計画がくわえられ、その範囲は拡大されていくことになる。

農山漁村経済更生計画の神奈川県下での具体的な内容と進めかたについては、この年の十二月十三日、県内務部長名で県下各町村長

にあてた「農山漁村経済更生計画ニ関スル件」(七農第七九九四号)のなかで知ることができる(資料編12近代・現代(2)③)。その骨子の一部を掲げると次のようになる。

政府ハ曩ニ農林省ニ経済更生部ヲ設置シ農山漁村経済全般ニ亘リ計画的組織的ニ整備改善ヲ図ルコト、相成、本県亦之レカ趣旨ヲ体シ神奈川県市町村更生委員会ヲ設置シ農山漁村経済更生計画樹立及実行ニ関スル指導督励ヲ為スコト、相成候ニ就テハ部内一般ニ周知ノ上町村ニ於テモ自主的ニ同様委員会ヲ設置セラレ夫々更生計画ノ樹立実行ニ御考慮相成度、尤モ県ニ於テハ毎年十五ヶ町村ヲ指定シ次第ニ各町村ニ及サントスル方針ニ付御含ミ相成度……今般農林省ニ於テ農山漁村経済更生計画樹立方針決定相成候ニ付一部及送付候条左記事項御留意ノ上之レカ計画樹立実行ノ指針トセラレ度依命此段及通牒候也

この計画を具体化するにあたって、県はまず農山漁民の自覚をうながし、「隣保共助共同融和ノ精神」と「自奮更生ノ熱意」をもって農山漁村の経済の整備改善を、それぞれの地域の特殊事情を考慮して実施することを強調していた。それは、なんとしても「農山漁家ノ経済生活ノ安定」をはかり、将来にむかって「福利ノ増進」を推し進めるうえで必要であったからである。そのために、県から町村にかけて、更生計画をたて、運動を指導する機関としてそれぞれ更生委員会を設置することにしたのである。

その町村の更生委員会規程準則をみると、第一条には、設置目的として「自主的更生ノ精神ヲ振起セシムルト共ニ経済更生ノ実行」をあげることが掲げ、第四条に「会務ヲ総理シ会議ノ議長」となる会長の職務権能と会長を補佐し会長職務を代理する副会長の権能、そして、第五条に、委員会に幹事および書記を若干名おき、それぞれ会長の指揮を受けて庶務会計に従事するという条項をもちこみ、第二条・第三条で、事業範囲と組織を次のようなモデルで定めていた。

第一条 委員会ハ左ノ事業ヲ行フ

一 経済更生計画ノ樹立

二 県委員会ノ審査ヲ経テ決定セラレタル経済更生計画実行ノ指導及督励

三 町村財政ノ樹直シニ関スル事項

四 公私生活ノ改善ニ関スル事項

五 其ノ他自力更生ニ関シ必要ナル事項

第三条 委員会ハ会長一人副会長一人委員若干名ヲ以テ組織ス

会長ハ町(村)長ヲ以テ充ツ

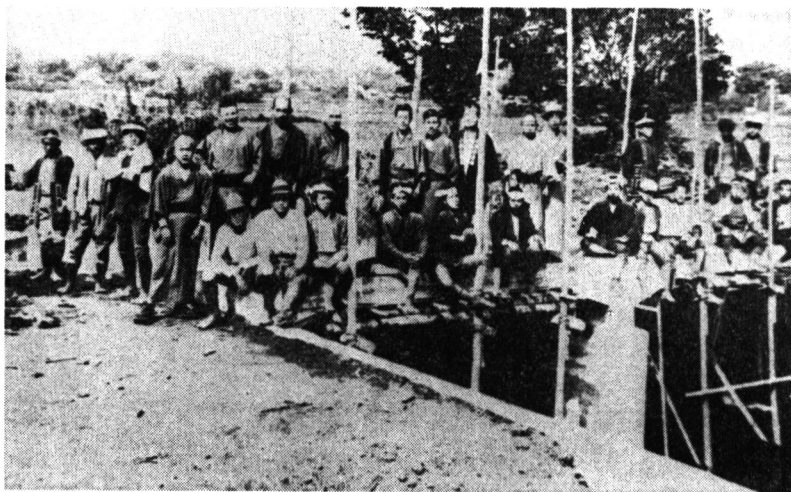
副会長ハ委員ノ互選ニ依ル

委員ハ町(村)吏員町(村)会議員区長小学校校長産業組合長町(村)農会役職員農事実行組合長養蚕実行組合長在郷軍人分会長青年団長
其他農林漁業ニ経験アル者ノ中ヨリ町(村)長之ヲ命シ又ハ囑託ス

この町村更生委員会規程準則の組織をみると更生運動をくりひろげていくなかで、町村役場吏員・小学校教員、それに各種団体役員や職員の密接な連絡のもとに、産業組合や農会・青年団・処女会などの団体をそれぞれの分野に応じて十分に活動せしめ協調をたもつことを強調していた。そして、経済更生、市町村財政の再建、公私生活の改善という内容にくわえて、産業全般にわたる組織的統制計画に関する調査立案、更生運動指導者講習会の開催等々、町村民のあらゆる階層に自主的に運動にたずさわれることを喚起していることが特色となっている。さらに、経済更生計画は、はじめから固定的にとらえるのではなく、事情に応じて修正をほどこし、計画や実行は漸進主義をとるように注意をうながしていた。

国民更生の 農産漁村経済更生運動は、もう一つこの年の八月の末、内務省からだされていた国民更生運動とやや密接な
ねらいどころ 関係をもっていた。それは、まさに神奈川の「県国民更生運動実施計画要綱」が伝えているように、中国東

北部(満州)への膨脹と国内改造運動とのかかわりで、「愛国的熱情ト信念」を県民にかきたて、統制経済と国民統合を強め、



渋谷村（現在大和市）の堰工事（1930年）

『神奈川県農協の30年』から

戦時体制を整えていく方向をたどっていたのである（資料編 12 近代・現代 (2)）。

この運動の眼目は、国民をあげて、日本が直面している難局の真相を認識し、「挙国一致国難打開」のために協力して邁進すること、国家の救済保護施設に頼る風習をとりやめて、積極果敢な精神と気鋭をもって自力で生活の確立と向上をはかること、それに、経済の組織化・計画化を實行し、国民をその分に応じて社会公共のために奉仕せしめることにあった。

県では、国民更生運動を積極的にすすめるにあたって、時局匡救の応急対策や施設に関し臨時県会を開いた。その施設事業のなかで重視されていたのは農村振興土木事業と農業土木事業で、これを県直営のものと町村事業、組合個人などの施行に区分けした。この点について、県知事横山助成は、市町村長の会合の席上で次のように説明していた（資料編 12 近代・現代 (2)）。

まず、農村振興土木事業のうち県で直接に施行するものは府県道改良費二十万円、砂防費二十万円で計四十万円、町村が施行するもののうち、町村道改良費が四十四万円、河川改修費十八万円、港湾改良費三万円で計六十五万円の予定で、町村施行の工事には国庫からその工費の四分の三を補

助し、もし不足財源を起債に求めようとする場合は全部預金部低利資金を融通して今年度から三年度間利子の補給を行うつもりである。また、農業土木事業に関しては、県の直営に関するものは、わずかに用排水幹線改良費および荒廃地復旧工費をあわせて八万六千余円にすぎなかった。したがって、この事業はおもに組合または個人など民間の事業にゆだね、そのうち、耕地拡張改良に関する事業が大部分をしめ総額五十八万四千余円にのぼっていた。その事業は、開墾助成法による開墾、小開墾、小用排水、改良暗渠、排水小設備の五種となっている。しかも、これらの事業は、いずれも直接農民に労銀を取得せしめると同時に、将来生産費の低下を図り土地の生産能力をあげようという狙いであった。すなわち、地域の農民の収入増加の源泉にしようとしていたのである。このうち、開墾助成法による開墾に関しては四〇割、その他の事業については五〇割の補助をすることになっているが、疲弊困憊の農家に五〇ないし六〇割の負担を強いることは困難であるので、県では財政窮迫にもかかわらず、これらの事業費にたいし二〇割の追加補助をした。

このように、県のとった農村救済の土木事業は、翌一九三三（昭和八）年六月の市町村長会同の席上における県知事の説明によると、一定の成果をおさめていたようである。すなわち、知事は、農村振興土木事業については、「幾多ノ困難ヲ排除シテ各市町村何レモ予期ノ通り年度内ニ事業ヲ完成シ概ネ良好ノ成果」をおさめたと評価し、農山漁村の時局匡救施設に関しては「官民一致ノ努力ト機宜ノ措置トニ依リ稍更生ノ曙光ヲ望ミ」えたと述べていた（資料編 12 近代・現代 ②）。

ところで、県の救農土木事業、あるいは時局匡救施設とともに市町村の更生委員会の活動も活発をきわめていった。もっとも、農山漁村経済更生運動とのかねあいでは、市町村財政はむしろますます窮迫におちいり、しかも必要経費が増額していたので、この点が最大の課題になっていたようである。だから、「神奈川県農山漁村経済更生計画再検討の方針」にも示されているように、戦時体制下にはいっていくと、農山漁村経済更生運動の実施項目も修正増補され、更生運動の組織体である産業組

合一部落実行組合―家の関連制度のなかで、生産力の維持拡充、「勤勞奉仕」をもつての労働力の調整と、体制を支える下部指導者層の養成と精神的結合の強調にくわえ、「満州集団農業移民」の奨励も行われていくようになる。要するに更生計画の海外膨脹版である。

また、県下の更生指定町村は、一九三二年以来六か年間に九十三町村を数えるにいたったが、「特別助成町村」の対象となつた中郡成瀬村と足柄下郡吉浜村等の計画と実績を追っていくと、わたしたちは、負債整理を徐々に実現しながら、更生計画をねりあげるなかで町村内で戦時体制をつくりあげていく動きをとらえることができる。事実、特別助成の対象となるのは、一九三六年六月二十三日の「農山漁村経済更生特別規則」（農林省令第一〇号）に基づき、町村の更生計画にたいして、その四分の三を助成金と低利資金貸付で援助することになっていて、「村ノ人的精神的協同ノ力」「時局認識ノ強化徹底」が重視されていた（資料編 12 近代・現代② 五・一〇）。たとえば「吉浜村経済更生計画」で見ると、この運動のサブ・リーダーとしての「中堅人物」のもとに村落の世帯主のほとんどが委員から調査員の役割を課せられ、組織のなかにはめこまれていった。

このような事情は、農村の経済更生が計画どおり実行され効果をあげていなかったことと無関係ではなさそうである。事実、一九三六年七月の臨時県会で、県知事半井清は「農村負債整理ノ状況、貧窮シテ居ル農村ニ於テ寧ロ行ハレナイ憾ミガアル」と発言していた。当時、県下の農家負債は五千万円をこすといわれていたほどである（『神奈川県会史』第六巻）。このようなありさまであるから、経済更生特別助成は戦時体制にはいると、これまでのたんなる生産助長政策や村民の一時的救済を目的とするものではなく、村民の「自力更生協力一致の精神」をますます強調して、個々の村の実情に応じた町村みずからの経済更生計画をたてるところに照準をあてているのであった（資料編 12 近代・現代②）。

第二節 満州事変と「国体明徴」運動

一 「時局匡救」のかげの民衆行動

**労使の対立と
エントツ男** 町や村を襲った恐慌の波のなかで、多くの県民は不安と動揺のルツボにおとしいれられていた。こうしたなかで、京浜工業地帯の諸企業では労働争議が頻発し、農村部でも小作争議が発生していた。金融恐慌の発生

した一九二七（昭和二年）には、芝浦製作所鶴見工場、ライジングサン石油、京浜電鉄など争議が長期化し深刻化するなかで、主な争議は三十三件を数え、以降解雇反対、賃金切り下げ反対、労働条件改善をめぐって争議内容は熾烈をきわめていった。とりわけ、一九二九年三月の横浜市電の大会議を頂点として失業対策、最低賃金制、組合法、あるいは弾圧諸法規の撤廃をかかげて大小さまざまな職場で争議がくりひろげられていた（『神奈川県労働運動史 戦前編』）。こうしたなかで、恐慌の時代を背景として、一九三〇年十月、二千余名の女子労働者を擁する富士瓦斯紡績川崎工場で待遇改善問題などをめぐる争議がもたれ、一つの特異な事件が発生し、県民の耳目をそばだたせた。いわゆる「エントツ男」事件である。

当時、この会社の従業員の中には、総同盟系の紡績労働組合と労働党系組合の富士紡従組の二つの組合があり、それぞれ組合が会社側に賃上げ要求をだしていた。しかし会社側は、組合の要求を無視していたばかりではなく、経営者の団体である「六郷会」などをうしろだてにして、右翼団体を雇い入れ、組合に圧力をかけて要求を粉砕しようとした。そのために、満足な団体交渉もできないまま、争議はいたずらに長びくかたちとなった。